

諮問番号：平成31年度諮問第6号

答申番号：平成31年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、特別障害者として認定することを求めた部分について拒否した処分を取り消す限度で認容されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求外 (以下「審査請求人母」という。)は、平成30年4月17日から、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定に基づき、神戸市長から、要介護状態区分を要介護5とする要介護認定を受けていた。
- 2 審査請求人は、平成30年8月31日、神戸市東灘福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に対し、審査請求人母を所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第29号及び所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第2項並びに地方税法(昭和25年法律第226号。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第2条の規定による改正前のもの。以下同じ。)第34条第1項第6号括弧書及び第314条の2第1項6号括弧書並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号。地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第239号)による改正前のもの。以下同じ。)第7条の15の7及び第48条の7第2項に定める「特別障害者」として認定することを求めて平成30年分の障害者控除対象者認定の申請(以下「本件申請」という。)をした。
- 3 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年9月3日付け神 第 号「障害者控除対象者認定申請の結果について(通知)」により、平成30年分に

ついて、審査請求人母が所得税法第2条第1項第28号及び所得税法施行令第10条第1項第7号並びに地方税法第292条第1項第9号並びに地方税法施行令第7条及び第46条に定める「障害者」に該当する旨の障害者控除対象者認定処分（以下「本件処分」という。）をした。

- 4 審査請求人は、平成30年11月28日、本件処分について、審査請求人母が「障害者」に該当するとする部分を「特別障害者」に該当すると変更することを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人母は要介護2だったが、平成30年3月1日、転倒事故により入院し、病院で治療、リハビリを行ったが回復せず、要介護5となった。

実際の状態を理解してもらうため、介護保険要介護認定等に関する資料提供についても添付する。

審査請求人は年末調整のときに、審査請求人母は特別障害者に該当するものと理解していたが、障害者としてしか認定されなかった。

他の市町村では要介護5であれば自動的に特別障害者と認定されると聞いている。

東灘区役所で理由を聞くと、コンピューターが判定したとしか答えてもらえなかった。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 所得税法及び所得税法施行令の解釈

ア 所得税法第2条第1項第28号は、「障害者」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者，失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。」と定義付けている。

イ 所得税法第2条第1項第28号を受けた所得税法施行令第10条第1項柱書は、「法第2条第1項第28号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は，次に掲げる者とする。」と定めた上で，同項第3号は，「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」としている。そして，同項第4号は，「前3号に掲げる者のほか」という文言から，同項第3号等に付加する形で，「戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」を加えている。また，同項第6号は，「前各号に掲げる者のほか」という文言から，同項第3号及び第4号等に付加する形で，「常に就床を要し，複雑な介護を要する者」を加えている。さらに，同項第7号は，「前各号に掲げる者のほか」という文言から，同項第3号，第4号及び第6号に付加する形で，「…身体に障害のある年齢65歳以上の者で，その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長…の認定を受けている者」を加えている。かかる条文の構造からすれば，同項第7号は，同項第3号に付加する形で規定されている関係で，同項第3号に定める者（およそ身体障害者手帳の交付を受けている者）を除く者，すなわち，およそ身体障害者手帳の交付を受けていない者を予定している条項であると解釈するのが相当である。

ウ これに対し，所得税法第2条第29号は，「特別障害者」を「障害者のうち，精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをい

う。」と定義付けている。

エ 所得税法第2条第1項第29号を受けた所得税法施行令第10条2項柱書は、「法第2条第1項第29号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。」としている。そして、同項第7号は、「前項第7号に掲げる者のうち、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」としている。この「前項第7号に掲げる者のうち」というのは「第10条第1項第7号に掲げる者のうち」、すなわち「およそ身体障害者手帳の交付を受けていない者のうち」と解釈するのが相当である。

オ 処分庁が定める障害者控除対象者認定書の認定要領（以下「本件認定要領」という。）が、冒頭において、「原則として、『身体障害者手帳』等の交付を受けていない者で、神戸市介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている65歳以上の者を対象とする。」と定めるのは、以上のような所得税法及び所得税法施行令の解釈に忠実なものといえる（ただし「原則として」という文言があり、例外を認める余地を残しているが、法令及び政令自体が例外を認めていない以上、この文言は疑問があろう。）。

(2) 地方税法及び地方税法施行令の解釈

ア 地方税法第292条第1項第10号は、「障害者」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。」と定義付けている。

イ 地方税法292条第1項第10号を受けた地方税法施行令第46条及び第7条柱書は、「〔法第292条第1項第9号〕に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。」と定めた上で、同条第3号は、「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」としている。そして、同条第4号は、「前3号に掲げる者のほか」という文言から、同条第3号等に付加する形で、「戦傷病者特別

援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」を加えている。また、同条第6号は、「前各号に掲げる者のほか」という文言から、同条第3号及び第4号等に付加する形で、「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」を加えている。さらに、同条第7号は、「前各号に掲げる者のほか」という文言から、同条第3号、第4号及び第6号に付加する形で、「…身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長…の認定を受けている者」を加えている。かかる条文の構造からすれば、同条第7号は、同条第3号に付加する形で規定されている関係で、同条第3号に定める者（およそ身体障害者手帳の交付を受けている者）を除く者、すなわち、およそ身体障害者手帳の交付を受けていない者を予定している条項であると解釈するのが相当である。

ウ これに対し、地方税法第314条の2第1項第6号括弧書は、「特別障害者」を「障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。」と定義付けている。

エ 地方税法第314条の2第1項第6号括弧書を受けた地方税法施行令第48条の7第2項及び第7条の15の7は、「〔法第314条の2第1項第6号に規定する〕政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。」としている。そして、地方税法施行令第7条の15の7第1項第6号は、「第7条第7号に掲げる者のうち、その障害の程度が…第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」として定めている。この「第7条第7号に掲げる者のうち」というのは、「およそ身体障害者手帳の交付を受けていない者のうち」と解釈するのが相当である。

オ 本件認定要領が、冒頭において、「原則として、『身体障害者手帳』等の交付を受けていない者で、神戸市介護保険の要介護（要支援）の認定を受けている65歳以上の者を対象とする。」と定めるのは、以上

のような地方税法及び地方税法施行令の解釈に忠実なものといえる（ただし「原則として」という文言があり、例外を認める余地を残しているが、法令及び政令自体が例外を認めていない以上、この文言は疑問があろう。）。

(3) 審査請求人母は「特別障害者」に該当するか

上記(1)及び(2)によれば、「特別障害者」に該当するには、およそ身体障害者手帳の交付を受けていないことが前提となるが、審査請求人母は、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度は3級とされている者であり、所得税法第2条第1項第29号、所得税法施行令第10条第2項第6号、地方税法第314条の2第1項第6号括弧書並びに地方税法施行令第48条の7第2項及び第7条の15の7に定める「特別障害者」には該当しない。

(4) 本件処分の適法性

処分庁は、審査請求人母について、本件認定要領に定める「知的障害者に準ずる認定」をした上で、所得税法第2条第1項第28号、所得税法施行令第10条第1項、地方税法第292条第1項第10号並びに地方税法施行令第46条及び第7条第7号に定める「障害者」と認定しているが、かかる認定には不適法な点はない。

(5) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は、反論書の中で、「軽度の身体障害者手帳をもっている者が後日怪我等により重い障害をもった場合は、どのようにすればよいのでしょうか。資格ある医師に診断書を書いてもらい、重い身体障害者手帳をもらうことがいかに大変なことかをご存知ないのでしょうか。」と主張する。

審査請求人の上記主張は、傾聴に値するものの、「特別障害者」と認められるためには、およそ身体障害者手帳の交付を受けていないことが前提となることは、所得税法、所得税法施行令、地方税法及び地方税法施行令の解釈から導かれるものであり、審査請求人の主張を認め

ることはできない。

審査請求人において、審査請求人母が「特別障害者」に当たると主張するのであれば、本則通り、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳上の障害の程度として1級又は2級を取得するという手続を踏むべきである（所得税法第2条第1項第29号、所得税法施行令第10条第2項第3号、地方税法第314条の2第1項第6号括弧書並びに地方税法施行令第48条の7第2項及び第7条の15の7第3号）。

イ また、審査請求人は、反論書の中で、「母親の状態は介護保険・要介護認定帳票をみてもらえれば理解していただけたと思います。公的な書類としては、介護保険・要介護認定調査票が一番新しいものなので、これをもって審査されるべき【も】のと考えます。」と主張する。

たしかに、仮に審査請求人母がおよそ身体障害者手帳の交付を受けていないのであれば、審査請求人の主張は理解できるものであるが、本件では、審査請求人母は、身体障害者手帳の交付を受けていることから、上記審査請求人の主張は認めることはできない。

第5 調査審議の経過

令和元年7月12日 第1回審議

令和元年8月5日 第2回審議

令和元年9月3日 第3回審議

令和元年10月7日 第4回審議

第6 審査会の判断

(1) 施行令の解釈

ア 審理員は、第4-2-(1)-エに記載のとおり、所得税法施行令第10条第2項第6号の「前項第7号に掲げる者のうち」というのは「第10条第1項第7号に掲げる者のうち」、すなわち「およそ身体障害者手帳の交付を受けていない者のうち」と解釈すること及び地方税法施行

令第7条第7号は、同条第3号に付加する形で規定されている関係で、同条第3号に定める者（およそ身体障害者手帳の交付を受けている者）を除く者、すなわち、およそ身体障害者手帳の交付を受けていない者を予定している条項であると解釈することが相当であると判断している。

イ しかし、所得税法施行令第10条第1項及び第2項並びに地方税法施行令第7条及び第7条の15の7については、老衰によって身体に障害を生じた者については、身体障害者手帳の交付が受けられ難いという事情を考慮して、心身に障害のある年齢65歳以上の老人で、その障害の程度が、身体障害者の手帳の交付を受けている者等と同程度であるものとして、福祉事務所長の認定を受けている者を、障害者控除の対象となる障害者の範囲に加えることとされた経緯がある。そのような法の趣旨を考慮すると、各条文中の各号については択一的な関係ではなく補充的な関係であると解釈するべきである。

ウ また、審査請求人のように、身体障害者手帳等の等級では「特別障害者」に該当しないとしても、所得税法施行令第10条第2項第5号若しくは第6号の規定又は地方税法施行令第7条の15の7第5号若しくは第6号の規定により「特別障害者」と認定できる余地があるにもかかわらず、単に身体障害者手帳等の交付を受けている者であるということのみをもって、所得税法施行令第10条第1項第7号又は地方税法施行令第7条第7号に掲げる者等には該当しないとして直ちに排除する合理的理由もない。

エ 加えて本件認定要領も、対象者を「原則として、『身体障害者手帳』等の交付を受けていない者」と定めている以上、身体障害者手帳の交付を受けている者を完全に除外する趣旨でもない。

(2) 本件処分の性質

審査請求人は、本件申請において、特別障害者に該当することまでの認定を求めているが、処分庁は、それに対して、特別障害者として認定せず、

障害者に認定する旨の処分を行った。そうすると、本件処分は、本件申請のうち、障害者と認定する部分について認容する部分と、特別障害者として認定を求める部分について拒否する処分（以下「本件一部拒否処分」という。）とで構成されるものと解すべきであり、審査請求人の不服のうち本件一部拒否処分に対するものであると解される。

(3) 本件処分の適法性

ア 処分庁は、審査請求人母について、本件認定要領に定める「知的障害者に準ずる認定」の基準を適用し、所得税法第2条第1項第28号及び所得税法施行令第10条第1項並びに地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号並びに地方税法施行令第7条第7号及び第46条に定める「障害者」と認定しているが、所得税法施行令第10条第2項第5号又は第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第5号又は第6号の規定により「特別障害者」と認定できる余地があるにもかかわらず、本件認定要領に定める「ねたきり高齢者」及び「身体障害者に準ずる認定」については、単に身体障害者手帳を交付されているという理由で該当するかどうかの検討をしないで本件処分をしている。

イ しかし、上記(1)に記載のとおり、単に身体障害者手帳等の交付を受けているという事実のみをもって対象外とすることを原則とした本件認定要領の規定に合理性があるか疑問の残るところであり、本件審査請求は、本件一部拒否処分が、本件認定要領に定める「ねたきり高齢者」及び「身体障害者に準ずる認定」について、単に身体障害者手帳を交付されているという理由で該当するかどうかを検討することなくされた点において違法又は不当である。しかし、特別障害者に変更するには、更に処分庁において審査を尽くす必要があるので、当審査会においては、その点については検討しない。

5 結論

よって、本件審査請求は、本件処分のうち本件一部拒否処分を取り消す限

度で認容されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之